

(その1)

収 支 報 告 書

令和6年分

(年 月 日開催分)

(ふりがな) もりようすけこうえんかい
1 政治団体の名称 森ようすけ後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都足立区梅島1-13-5 佐久間ビル2階

3 代表者の氏名 森 洋介

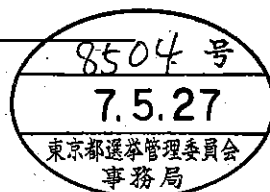
4 会計責任者の氏名 秋葉 政人

事務担当者の氏名 川崎 潤一郎

(電話) 03-5650-4890

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
済	済	

10/230



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類	衆議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	森 洋介

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	森 洋介
公職の種類	衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間
令和6年6月14日から 令和6年12月31日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和6年6月14日から 令和6年12月31日まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額					6	0	4	1	0	0	6
(前 年 か ら の 繰 越 額)											0
(本 年 の 収 入 額)					6	0	4	1	0	0	6
支 出 総 額					4	6	9	8	9	4	6
翌 年 へ の 繰 越 額					1	3	4	2	0	6	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額							5	0	0	0	0
員 数										1	5 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額						備 考			
(ア) 個人からの寄附				4	9	9	1	0	0	0	
(イ) うち特定寄附										0	
(ロ) 法人その他の団体からの寄附										0	
(ハ) 政治団体からの寄附				1	0	0	0	0	0	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)				5	9	9	1	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)										0	
イ 政党匿名寄附										0	
合 計 (ア + イ)				5	9	9	1	0	0	0	

(その6)

(6) その他の収入

[illegible]

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		1.個人		
行番号	寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額						年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
		十億	百万	千	円						
1	森 洋介		1	0	0	0	0	R6/6/30	埼玉県川越市大字笠幡4582-2	国民民主党支部役員	
2	森 洋介		1	0	0	0	0	R6/9/1	埼玉県川越市大字笠幡4582-2	国民民主党支部役員	
3	森 洋介		1	7	0	0	0	R6/10/1	埼玉県川越市大字笠幡4582-2	国民民主党支部役員	
4	長瀬拓也			5	0	0	0	R6/10/2	東京都新宿区白銀町1-14 ハイグランド神楽坂501号	会社員	
5	柏田光			5	0	0	0	R6/10/2	東京都世田谷区大原1-45-10	会社員	
6	片野俊行			1	0	0	0	R6/10/21	東京都調布市染地1-20-30	会社役員	
7	清水 博正			1	0	0	0	R6/11/2	東京都足立区中央本町5丁目3-17ライオンズプラザ梅島401	無職	
8	酒井伶麻			1	1	0	0	R6/11/8	東京都中野区江原町3-38-8 アルファII 203号室	公務員	
9	安達琢朗			1	0	0	0	R6/10/15	東京都豊島区池袋2-60-6-902	会社員	
10	中西正敏			1	0	0	0	R6/11/28	東京都板橋区蓮根1-18-24プライド板橋蓮根508	会社役員	
11	森 洋介			4	0	0	0	R6/11/30	埼玉県川越市大字笠幡4582-2	衆議院議員	
12	伊藤 眞一郎			1	0	0	0	R6/12/16	京都府京都市右京区御室小松野町25-45	法人役員	
13	森 洋介			4	5	0	0	R6/12/30	東京都足立区西新井栄町1丁目18-1-1404	衆議院議員	
この頁の小計			4	8	9	1	0				
その他の寄附				1	0	0	0				
合 計			4	9	9	1	0				

(その7)

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分		3.政治団体							
行番号	寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金 額						年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考					
1	国民民主党		十億		百万	1	0	0	0	0	0	0	R6/7/25	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	玉木雄一郎	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											備 考	
項 目		金 額										
		十億	百万	千	円							
1 経 常 経 費												
(1) 人 件 費			1	8	8	3	0	2	1			
(2) 光 熱 水 費					2	2	8	5	0			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				1	2	6	7	9	8			
(4) 事 務 所 費					4	8	3	8	9			
小 計			2	0	8	1	0	5	8			
2 政 治 活 動 費												
(1) 組 織 活 動 費					4		0	0	0			
(2) 選 挙 関 係 費									0			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			2	6	1	3	8	8	8			
ア 機関紙誌の発行事業費									0			
イ 宣 伝 事 業 費			2	6	1	3	8	8	8			
ウ 政治資金パーティー開催事業費									0			
エ その他の事業費									0			
(4) 調 査 研 究 費									0			
(5) 寄 附 ・ 交 付 金									0			
(6) そ の 他 の 経 費									0			
小 計			2	6	1	7	8	8	8			
合 計			4	6	9	8	9	4	6			

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳							項目別区分 2.光熱水費			
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考
1		十	億	百	万	千	円			
この頁の小計							0			
その他の支出						2	2	8	5	0
合 計						2	2	8	5	0

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 3.備品・消耗品費						
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考		
1	エアコン代及び設置代				9	3	6	0	0	R6/7/5	綿綿半ドットコム	新宿区四谷1-4 綿半野原ビル	
2	消耗品費				1	1	9	9	0	R6/7/8	綿モノタロウ	大阪府大阪市北区梅田3-2-2JPタワー大阪22階	
3	消耗品費				1	1	9	9	0	R6/8/1	綿モノタロウ	大阪府大阪市北区梅田3-2-2JPタワー大阪22階	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳						項目別区分 4. 事務所費			
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1		十億	百万	千	円				
この頁の小計									0
その他の支出				4	8				3 8 9
合 計				4	8				3 8 9

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分			
						1.組織活動費 (渉外費)			
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考
1		十	百	千	円				
		</							

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 4. 宣伝事業費 (遊説費)			
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	プラダン代	1	8	4	3	6	R6/7/17	橋本ノタロウ	大阪府大阪市北区梅田3-2-2JPタワー大阪22階
2	のぼりスタンド	1	3	1	6	7	R6/8/20	橋本ノタロウ	大阪府大阪市北区梅田3-2-2JPタワー大阪22階
3	たすき代	1	0	4	5	0	R6/9/6	橋本イタミアート	岡山県岡山市南区新保660-15
この頁の小計				4	2	0	5	3	
その他の支出								0	
合 計				4	2	0	5	3	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 4. 宣伝事業費 (広告費)			
行番号	支出の目的	金 額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円					
1	チラシ配布代金			6	9	9	0	5	0	R6/8/6 錦ライドウェーブ 足立区西新井4-26-37
2	チラシ配布代金			7	1	7	7	5	0	R6/10/2 錦ライドウェーブ 足立区西新井4-26-37
この頁の小計				1	4	1	6	8	0	0
その他の支出										0
合 計				1	4	1	6	8	0	0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分 4. 宣伝事業費 (HP費用)			
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
1	HP費用			8	5	R6/10/31	イチニ勝	渋谷区神宮前1丁目11-11	
この頁の小計				8	5				
その他の支出				1	0				
合 計				9	6				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年5月21日

政治団体の名称 森ようすけ後援会

会計責任者の氏名 秋葉 政人

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

政治資金監査報告書

令和7年5月21日

森ようすけ後援会

代表 森洋介 殿

登録政治資金監査人

登録番号

5221号

研修終了年月日 平成29年4月26日

青山武樹

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、森ようすけ後援会の令和6年の法第12条第1項に規定する収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施するにあたり、政治資金監査の効率的な実施のため、森ようすけ後援会の国会事務所において行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断したため、国会事務所にて行った。

主たる事務所 東京都足立区梅島1丁目13-6 佐久間ビル2階

国会事務所 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館321号室

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細

書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

森ようすけ後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上